

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

（埼玉県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第三号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「き損」を「毀損」に改める。

様式第一号中

「所属承認印」を「所属承認章」に改める。

様式第二号中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県企業局職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。